

高度医療・人材育成拠点の運営形態について

令和4年11月

高度医療・人材育成拠点の運営形態のあり方検討会

◆ 新病院の運営形態について

- 新病院の運営形態は、新病院に期待される役割である政策医療、高度医療、医師や看護師等の医療人材の育成・循環機能という広域行政の課題への対応に加え、複数の医療機関との再編・統合を伴うものであることから、次の3点を備えている必要がある。
 - 政策医療の実施を担保することができること。
 - 予算執行、定数管理、給与制度等において柔軟な対応が可能であること。
 - 持続可能な病院経営のための仕組みが担保されていること。

- 高度医療・人材育成拠点ビジョンには、新病院の運営形態として、地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度の3つが想定されているが、次の理由により、新病院の運営形態は一般地方独立行政法人（非公務員型）とすることが望ましい。
 - 知事が中期目標を定め、地方独立行政法人に指示することで、政策医療の実施を担保できること。
 - 中期目標、中期計画の範囲内で、柔軟な病院経営が可能であること。
 - 知事や県議会、評価委員会による評価とチェック機能や、業務実績の評価結果の反映状況の公表など業務の透明性の確保が、地方独立行政法人法によって義務づけられており、合理性と効率性を備えた仕組みが十分に機能し、持続可能な病院経営が期待できること。

◆ 運営形態のあり方検討会における主な留意事項

- 一般地方独立行政法人（非公務員型）の設立・運営に係る留意事項は次のとおり。
 - 法人は、病院の開設者が県であることを踏まえ、県の行政施策を病院事業に反映し、持続して実施すること。
 - 県は、地方独立行政法人設立・運営に向け、制度の趣旨に則り、次のとおり期待される役割を果たすこと。
 - ・ 新病院の公立病院としての役割が十分になされるよう、広域行政への課題対応など、必要な政策立案機能を発揮すること。
 - ・ 地方独立行政法人に対する業務実績の評価などを通じて、評価委員会に期待される評価とチェック機能が十分に発揮できるよう、当該評価委員会の人選等に配慮すること。
 - 県は、再編対象病院、その他関係医療機関、患者、住民、職員等に対して、地方独立行政法人設立の趣旨等を十分に説明し、円滑な法人設立に努めること。特に統合する病院の職員に対しては、一般地方独立行政法人（非公務員型）の職員となることについて、十分な説明を行うこと。

- 一般地方独立行政法人（非公務員型）設立前後の医療機関との連携に当たっては、必要に応じて地域医療連携推進法人制度の活用も検討すること。
- 県立安芸津病院の運営形態についても、これまで県立広島病院と人事面等で一体的に運営されつつ、県立病院として広島県の医療行政を担ってきた役割等を踏まえ、検討すること。

附属資料1 高度医療・人材育成拠点に期待される役割

- (1) 高度・急性期医療を担う基幹病院として、救急・小児・周産期・災害医療・感染症への対応など、県民の医療需要に応える。
- (2) 広島都市圏を中心とした医療機能の分化・連携により、医療資源や様々な症例を集積することで、県民に高度な医療を提供する。
- (3) 地域において核となる拠点病院への医療人材の供給・循環の仕組みを構築することにより、中山間地域の医療を守り、持続的な医療提供体制を確保する。

附属資料2 運営形態ごとの比較

運営形態 の区分	地方公営企業法全部適用	一般地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方公営企業法の全部適用は、地方公営企業法の規定により、病院事業に対し、財務規定等のみならず、同法の規定の全部を適用する運営形態（県による直営） ◆ これにより、病院事業管理者に対し、人事・予算等に係る権限が付与され、より自律的な経営が可能となることが期待される 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方公共団体が地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人を設立し、経営を譲渡する運営形態 ◆ 地方公共団体が直営で事業を実施する場合に比べ、例えば予算・財務・契約、職員定数・人事・給与などの面でより自律的・弾力的な経営が可能となり、権限と責任の明確化に資することが期待される 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人その他の団体であって普通地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせる制度 ◆ 民間の医療法人等を指定管理者として指定することで、民間的な経営手法の導入が期待される
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県直営のため不採算部門や政策医療の実施を担保できる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 病院運営に対する議会や知事の関与により、不採算部門や政策医療の実施を担保できる ◆ 中期目標・中期計画の範囲内で柔軟、迅速な病院運営が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民間経営のノウハウを病院運営に導入できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政に適用される法律・条例の適用等により、柔軟、迅速な病院運営が難しい場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県と別の法人になるため、設立時にインシヤルコストが生じる（システムの構築、内部規定の整理等） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公立病院としての役割を引き続き担うことが可能な指定管理者の選定が困難（適切な指定管理者でない場合には不採算部門や政策医療が実施されない可能性がある） ◆ 指定期間終了後には改めて指定管理者を指定する必要があり、病院事業の継続性が担保されていない

※制度概要については、総務省「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を参考に広島県作成

附属資料3 JR広島病院、県立広島病院、県立安芸津病院の概要

区分	JR 広島病院	県立広島病院	県立安芸津病院
運営形態	医療法人（民間）	地方公営企業法（全部適用）	地方公営企業法（全部適用）
住所	広島県広島市東区 二葉の里三丁目 1-36	広島県広島市南区 宇品神田一丁目 5-54	広島県東広島市 安芸津町三津 4388
職員数	524 人 (R4.4.1 時点 契約・派遣含む)	1,512 人 (R4.4.1 時点 非常勤含む)	154 人 (R4.4.1 時点 非常勤含む)
病床数	275 床	712 床	98 床
診療科数	24 科	34 科	14 科
指定等	臨床研修指定病院，救急指定病院，病院群輪番制病院，DPC 対象病院，地域医療支援病院，病院機能評価認定施設等	臨床研修指定病院，臨床修練指定病院，救命救急センター，基幹災害拠点病院，広島県エイズ治療拠点病院，中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院，広島県エイズ治療中核拠点病院，総合周産期母子医療センター，臓器提供施設，病院機能評価認定施設，地域がん診療連携拠点病院，地域医療支援病院，がんゲノム医療連携病院、DPC 対象病院、各種専門（認定）医教育病院等学会指定施設 等	臨床研修協力施設，救急指定病院，病院群輪番制病院 等

高度医療・人材育成拠点の運営形態のあり方検討会 委員名簿

(五十音順・敬称略, ◎会長)

氏名	所属・職名
影本 正之	広島市立病院機構 副理事長
吉川 正哉	広島県医師会 副会長
工藤 美樹	広島大学病院 病院長
◎ 谷田 一久	東京都立大学 客員教授
西田 在賢	県立広島大学 特任教授
林 行成	広島国際大学 健康科学部医療経営学科 教授
古川 善也	広島赤十字・原爆病院 病院長
山本 恭子	広島県看護協会 会長
和田 頼知	和田公認会計士事務所 所長